

## 令和7年白老町議会定例会9月会議会議録（第5号）

令和7年9月19日（金曜日）

開 議 午前10時01分

散 会 午後 0時39分

---

### ○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について  
(令和7年度白老町一般会計補正予算（第4号）)
- 第 4 議案第 6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第 2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について
- 第10 議案第 7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第13号 財産の取得について
- 第14 議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 議会運営委員会所管事務調査の報告について
- 第17 発議第 3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 発議第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 陳情第 2号 白老町石山地区の居住区に隣接するメガソーラー建設に関する陳情書
- 第20 陳情第 3号 白老町の保護猫活動に対する助成金制度創設を求める陳情書

- 第21 報告第 8号 定期監査（工事監査）の結果報告について
- 報告第 9号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について
- 報告第10号 定期監査（学校監査）の結果報告について
- 報告第11号 例月出納検査の結果報告について
- 第22 報告第12号 教育行政事業執行状況報告書（令和6年度対象）の提出について
- 第23 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
  - 認定第 1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
    - （1）令和6年度白老町一般会計歳入歳出決算
    - （2）令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
    - （3）令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
    - （4）令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
    - （5）令和6年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
    - （6）令和6年度白老町立介護医療院事業特別会計歳入歳出決算
  - 認定第 2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について
  - 認定第 3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
  - 認定第 4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について
  - 報告第 2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
  - 報告第 3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
  - 報告第 4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
  - 報告第 5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第24 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第25 意見書案第 4号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）
- 第26 意見書案第 5号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）
- 第27 委員会所管事務調査の報告について
  - （産業厚生常任委員会）
  - （広報広聴常任委員会）
- 第28 諸般の報告
  - （次期所管事務調査の報告）
  - （所管事務調査期間の延期の報告）
  - （要望書等の配付）
- 第29 休会について

---

## ○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分の報告について

(令和7年度白老町一般会計補正予算(第4号))

- 議案第 6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について
- 議案第 5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について
- 議案第 7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第13号 財産の取得について
- 議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議会運営委員会所管事務調査の報告について
- 発議第 3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳情第 2号 白老町石山地区の居住区に隣接するメガソーラー建設に関する陳情書
- 陳情第 3号 白老町の保護猫活動に対する助成金制度創設を求める陳情書
- 報告第 8号 定期監査(工事監査)の結果報告について
- 報告第 9号 定期監査(公営企業会計)の結果報告について
- 報告第10号 定期監査(学校監査)の結果報告について
- 報告第11号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第12号 教育行政事業執行状況報告書(令和6年度対象)の提出について
- 特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)
- 認定第 1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- (1) 令和6年度白老町一般会計歳入歳出決算
  - (2) 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - (3) 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
  - (4) 令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
  - (5) 令和6年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - (6) 令和6年度白老町立介護医療院事業特別会計歳入歳出決算

- 認定第 2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について  
認定第 3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について  
報告第 2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について  
報告第 3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について  
報告第 4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出  
について  
報告第 5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について  
承認第 1号 議員の派遣承認について  
意見書案第 4号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）  
意見書案第 5号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）  
委員会所管事務調査の報告について  
（産業厚生常任委員会）  
（広報広聴常任委員会）
- 

○出席議員（13名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 水口光盛君  | 2番 田上治彦君  |
| 3番 氏家裕治君  | 5番 飛島宣親君  |
| 6番 前田弘幹君  | 7番 森山秀晃君  |
| 8番 佐藤雄大君  | 9番 前田博之君  |
| 10番 貳又聖規君 | 11番 森哲也君  |
| 12番 西田祐子君 | 13番 広地紀彰君 |
| 14番 小西秀延君 |           |
- 

○欠席議員（1名）

- 4番 長谷川 かおり 君
- 

○会議録署名議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 5番 飛島宣親君 | 6番 前田弘幹君 |
| 7番 森山秀晃君 |          |
- 

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 大塩英男君 |
| 副町長    | 大黒克己君 |
| 教育長    | 井内宏磨君 |
| 病院経営監  | 西科純君  |
| 町民生活部長 | 山本康正君 |

企 画 振 興 部 長	三 上 裕 志 君
都 市 整 備 部 長	舛 田 紀 和 君
保 健 福 祉 部 長	齊 藤 大 輔 君
教 育 部 長	富 川 英 孝 君
病 院 事 務 長	本 間 力 君
消 防 長	小 玉 修 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	小 山 内 恵 君

---

◎開議の宣告

- 議長（小西秀延君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、飛島宣親議員、6番、前田弘幹議員、7番、森山秀晃議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

- 議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第14号及び議案第15号の人事に係る議案2件について、副町長から説明があり、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎報告第1号 専決処分の報告について

（令和7年度白老町一般会計補正予算（第4号））

- 議長（小西秀延君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度白老町一般会計補正予算（第4号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒副町長。

- 副町長（大黒克己君） 報告第1号の報1―1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出。白老町長。

記の項でございます。(5)災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページ、報1—2でございます。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和7年7月30日専決。白老町長。

令和7年度白老町一般会計補正予算(第4号)。

令和7年度白老町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,011万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小西秀延君) 日程第4、議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長(大黒克巳君) 議6—1をお開き願います。議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略をさせていただきます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次ページ、議6—2でございます。議案説明でございます。本町で発生した、または発生が疑われる不適正な事務処理事案に対して事実関係の調査及び原因究明並びに再発防止策の検討を図ることを目的に地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として利害関係を持たない外部の専門家などにより構成される委員によって調査審議する白老町事務執行適正化に関する第三者委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

白老町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表 1 町長の附属機関				別表 1 町長の附属機関			
名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期	名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
(以下 略)				(以下 略)			
				白老町事務執行適正化に関する第三者委員会	不適正な事務処理等の事実関係を解明し、及び原因を究明するための第三者による調査審議	3人以内	当該諮問に係る調査及び審議の間

続きまして、議案第9号、議9—1をお開きください。議案第9号でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略をさせていただきます。

附則でございます。議9—2をお開きください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

議案説明でございます。議9—3でございます。本町で発生した、または発生が疑われる不適正な事務処理事案に対して事実関係の調査及び原因究明並びに再発防止策の検討を図ることを目的に町長の附属機関として新たに設置する白老町事務執行適正化に関する第三者委員会について非常勤特別職の委員報酬の規定を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正前						改正後					
別表						別表					
職名			報酬		費用弁償	職名			報酬		費用弁償
			区分	金額					区分	金額	
1～10 略			略	略	略	1～10 略			略	略	略
1.1	その他の委員会等	委員長	日額	以内 6,900	略	1.1	事務執行適正化に関する第三者委員会	弁護士	日額	100,000円を上限として規則で定める額	略
		委員 臨時委員		以内 6,300	略			弁護士以外の委員		50,000円を上限として規則で定める額	略
以下 略						以下 略					
1.2	その他の委員会等	委員長	日額	以内 6,900	略	1.2	その他の委員会等	委員長	日額	以内 6,900	略
		委員 臨時委員		以内 6,300	略			委員 臨時委員		以内 6,300	略
以下 略						以下 略					

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 議案説明については、おおむね理解しました。それで、第三者委員会の設置についてちょっと伺います。

ということは、今第三者委員会の所管事務調査は議案で朗読もありましたけれども、不適正な事務等の事実関係を解明して原因を究明すると、こうありましたけれども、これに類似した事案がさきに町立病院であったのです。そして、町立病院のときは町の監査委員に監査請求しているのですけれども、なぜこのたびは第三者委員会を設置することになったのか伺います。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 前回の町立病院に係る案件につきましては、いろいろ内部でも調査した中で事実関係を調査した上で、町としてその事実認定することが可能であったということで、その時点では第三者委員会で改めて調査するという事は考えてございませんでした。今回の案件につきましては、やはりいろいろと調査をしたものの、町としてなかなかその事実認定するに至らない状況であるということに鑑みまして、今回改めて第三者委員会を設置した上でそこで調査をして、そこの報告書を頂いた中で最終的に町が事実認定をさせていただくとい

うようなことで考えているところでございます。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 今の説明があったけれども、今回第三者委員会は弁護士ですよね。そうすると、監査制度の中で外部監査であるのです。これには当然弁護士、公認会計士、税理士が入っています。これも事実認定をするという関係で行政事務を監査できるのです。私が言いたいのは、第三者委員会が駄目だというのではなくて、その整合性をきちんと整理をして、私は監査の外部監査委員でも十分適用できたのではないかと、内部の話ですから。そういう部分について質問しているのですけれども、もう一度その辺の整合性をお聞きします。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 確かに外部監査での調査ということも考えられるところではあると思います。ただ、このような案件の中で今回どのように改めて調査をするかというようなことを我々内部で協議、あるいは調査した中では全国的にやはり第三者委員会を設置して、その中で調査するという自治体が非常に多かったということも含めて今回第三者委員会のほうを選定したというようなことでございます。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 分かりました。

ただ、私が言うのは病院のときには議会からも多分あったと思う。私も質問している。第三者委員会をつくりなさいって言ったのです。なのに町は否定しているのです。だけれども、今回の類似のときはなぜ第三者委員会になったかと、その辺の整合性、整理はされていますかということを行っているのです。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 繰り返しの答弁になるかと思うのですけれども、今後もこのような不適正な事案が発生した場合に、第三者委員会に全て何でもかんでも審査を依頼するのかというようなところでも内部でいろいろ議論したところでございますが、今回はあくまでも町でそのような不適正な事案を事実として町としてこのようなことがあったというのを確証といいますか、事実認定というようなことができるものについては改めて調査を依頼する必要はないと考えてございます。ただ、このたびの件につきましては、幾度となく調査をした上で、その上でもなかなか事実認定が難しいというような判断に至ったことから、今回第三者委員会で改めて調査をしていただくということで考えたところでございます。

○議長（小西秀延君） 13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君） 13番、広地です。第三者委員会の中で発生を疑われる事案に対して調査の権限を持つ第三者委員会を立ち上げて、私の知る限りですが、第三者委員会を立ち上げられたことは多分本町が始まって初めてではないのかなと考えております。今回同僚議員からの質問によって、その目的については理解できました。そこの狙いのその効果についてなのですが、今回第三者委員会もいろいろと調べてまいりましたが、その中でこれによって、第三者委員会によって様々な原因究明と再発防止策を図るとありますが、このスケジュールはどのようになっているかについて伺いたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） このたびの第三者委員会の設置に当たりましては、既にある程度どのような方をお願いするかというところも事前に協議をしているところでございまして、今回この3人以内ということで弁護士、それから公認会計士、それと学識経験者の3名で構成するというように考えてございます。その上で、本日議決をいただければすぐ9月中にも、附属機関ということでございますので、町長から委員として任命した上で早速調査を開始するというようなスケジュールで考えておりまして、なかなかどこまで委員の皆さんが精力的にやっただけかということと、その調査の内容にもよりますけれども、おおむね年度内をめどに最終的な結論を出していきたいと考えているところでございます。

○議長（小西秀延君） 13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君） 13番、広地です。効果として事実関係の調査や原因究明、再発防止策の提言を受ける中で、その結果を公表することによって組織の信頼回復と自浄作用の証明が図られるとありました。そういった観点から考えると、この調査結果は広く町民、議会のほうにも公開していただくことが必要だと考えていますが、その調査結果の公開と信頼関係の回復、そして自浄作用についての考え方を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） まず、今回第三者委員会に調査を依頼した上で最終的に報告書という形で町に出していただくことを考えてございまして、その報告書を、そこに氏名とかが入る場合もあるかと思いますので、そこは公表用というようなことで内容についてはしっかりと公表するという考えでおります。この公表の目的というか、今回第三者委員会に調査を依頼して最終的に事実を明らかにするということについては、やはりいろいろ問題が起きたときになかなか町としてこの件についてこのような原因でということが今町民の皆さんにご説明できない状況でございますので、この辺についてはしっかりと調査をしていただいた上で町として町民の皆さんにこのような事実関係、それからこのようなことはもう今後起こさないというようなことも含めて説明責任として町民の皆様にご説明をさせていただくという考えでございませう。

○議長（小西秀延君） 10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 10番、貳又です。私はこの委員会の設置、一般質問等でもこれはずっとやってきておりましたので、ぜひ職員の職場改善につながるようしっかりと努めていただきたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 今議員のほうからありましたとおり、単にもちろん町民の皆さんに対する説明責任と同時に職場も、働きやすい環境というものもやっぱり構築しなければ駄目だと思っておりますので、その辺についてはしっかりとやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第6号）

○議長（小西秀延君） 日程第5、議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議1―1をお開き願います。議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,694万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,705万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第6、議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君） それでは、議2—1をお開きください。議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ986万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,496万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君） 議3—1をお開きください。議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,934万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第8、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 議4―1をお開き願います。議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。

次のページでございます。議案説明です。令和7年8月、消防職員の鍵の複製による不正侵入及び窃取による懲戒免職事案が発生し、町民の信頼を損なったこと責任を重く受け止め、令和7年10月1日から同月31日までの間における町長の給料を10%減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

---

#### 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例

令和7年10月1日から同年10月31日までの間における町長の給料月額、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年条例第8号）第3条の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料

月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、別表第1に規定する額とする。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第9、議案第5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 議5―1をお開きください。議案第5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について。

白老町認知症と共に生きる希望条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

条文の朗読は省略させていただきます。

次に、議5―4、附則でございます。この条例は、令和7年10月1日から施行する。

次に、議5―5、議案説明でございます。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け基本理念を定め、関係者の責任と役割を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 白老町認知症と共に生きる希望条例

私たちの故郷、白老町は、高齢化率が47%を超え、間もなく2人に1人が高齢者となる時代を迎えようと

しています。国では、高齢者の5人に1人が認知症を発症すると推計しており、本町では、75歳以上の後期高齢者の比率が高くなる傾向にあることから、今後更に、加齢に伴う認知症の発症リスクを有する人が増える見通しにあります。

人生の歩みの中で、これからは誰もが認知症となる可能性があり、それは決して特別なことではありません。認知症になっても自己否定せず、心豊かにその人らしい生活を送り、地域社会の一員として共に生きることは、決して諦めてはならない希望です。

白老町は、豊かな自然とアイヌ文化が息づくまちであり、町民一人ひとりが地域社会の一員として尊重される共生社会の実現を目指しています。誰もが安心して年を重ね、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けることができる社会の実現は、私たち町民共通の願いです。私たちは、この町において、認知症の人とその家族が抱える不安や困難に寄り添い、地域全体で支え合う温かい社会を築いていかなければなりません。

町と町民、事業者及び関係機関がそれぞれの役割を果たし、連携・協力しながら認知症の理解促進、早期発見・早期支援、医療・介護・生活支援の充実に不断の努力を重ね、認知症と共に生き、希望を持って暮らせるまちを目指して本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人とその家族が安心して暮らせるまちづくりに関する基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者及び関係機関の役割を明確にするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、町、町民、事業者及び関係機関が一体となって認知症に関する取組を総合的に推進し、もって認知症の人と家族が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に定めるところによる。
- (2) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- (3) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業を行う者又は団体をいう。
- (5) 町内会等 町内会、民生委員、近隣住民をいう。
- (6) 関係機関 医療又は介護を提供する事業所その他認知症の人等を支援する機関(事業者及び町内会等を除く。)をいう。
- (7) 軽度認知障害 健常と認知症の中間の状態をいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 一人ひとりの意思が尊重され、尊厳及び希望を保持し、自分らしく暮らせるまちを目指すこと。
- (2) 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すこと。
- (3) 認知症の人が自らの意思により、その能力を活かし、社会参加をすることができる環境をつくること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、認知症に関する施策の推進にあたっては、認知症の人等の視点及び意思を尊重するとともに、町民、事業者、町内会等及び関係機関と連携して取り組むものとする。

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らし続けることができるまちづくりのため、自らの希望、思い及び気づいたこと等を町又は関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、社会の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めるとともに、日常生活において認知症への備えに努めるものとする。

2 町民は、認知症の人等の悩みや不安等に気付いた時は、認知症の人等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 町民は、町、事業者、町内会等及び関係機関が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員等が認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めるとともに、認知症の人に配慮したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業者は、町、町内会等及び関係機関が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町内会等の役割)

第8条 町内会等は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の見守りその他の支援を行うとともに、認知症への備えに関する活動、認知症の人等及び地域住民が交流を図ることができる居場所づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 町内会等は、町、事業者及び関係機関が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、相互に連携し、認知症の人に対し、その人の状態に応じた適時かつ適切な医療及び介護サービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する調査や研究等に係る成果の情報共有に努めるものとする。

3 関係機関は、町と連携し、認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第10条 町は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号。以下「法」という。)の規定に基づき、本条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 認知症の人に関する町民の理解の増進等
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- (3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の確保
- (5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- (6) 相談体制の整備等
- (7) 認知症(軽度認知障害を含む。)への備え等
- (8) 認知症施策に必要な調査の実施
- (9) 多様な主体との連携
- (10) 前9号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(財政措置)

第11条 町は、認知症に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 今日は傍聴者も見えて非常に関心があると思いますので、議員1人ぐらい質問してもいいかなと、こう思いまして手を挙げましたけれども、関係者の努力によって今日の条例提案になりました。この条例は、やはり心温まる生きた条例にぜひしてほしいなど、こう思います。

それともう一つ、具体的にちょっと伺いますけれども、この基本理念の中に町の責務とあって、町は町民、事業者、町内会等関係機関と連携して取り組むものと、こうあります。そこで、特に町内会の関係についてです。この町内会は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の見守り、その他の支援を行うとともに云々とありますけれども、町として条例ができたというだけでは具体的に進まないと思います。町内会もそれぞれ90ぐらいありますけれども、この町内会に対して条例の普及とか具体的なその周知、あるいは理解を求める、これは町としてどのように具体的に取組んでいく考えがあるのかをお聞きしておきます。

○議長（小西秀延君） 齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 町の責任と町内会の役割ということのご質問でございます。

まず、町の責任についてでございますが、今議員のご指摘のとおりしっかりとその連携を取っていかなければならない。それと、まずこの認知症条例を普及啓発するためには、皆さんに知っていただかなければならないということが取組の始まりだと思っております。そういった中において、今後この条例が制定された後には、まずはその周知をしていきたい。今もちろん取組んではおりますが、まず窓口はどこなのかとか、それから関係機関、例えばSOSネットワークだとか、地域見守りネットワークだとかということで現状でもたくさんの事業者が、町内会も含めてですけれども、そういった取組を推進している団体がございますので、まずはこういったところからしっかりと周知をしていきたい、そういうところを持って少しずつ広めながら施策の展開に努めていきたいと考えております。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） ぜひ見える形でやってほしいと思います。

それで、町長、せっかくこの条例を町長は積極的に前向きに提案されています。それで、今私が言いましたようにぜひ心温まるというかな、心に通ずる生きた条例になってほしいと思うのだけれども、それに対する考え方をちょっとお聞きします。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 認知症と共に生きる希望条例ということで今日提案をさせていただきました。

高齢化率が高い本町においては、この条例が可決されれば認知症条例は北海道初ということでも様々な高齢者施策をリードする形で本町として取組を進めていかなければならないと思っております。今日のこの条例の提案までに至った経緯を、前田博之議員から関係者の思いということもございましたけれども、まず初めに今日もいらっしゃっている認知症の人と家族などの

会の皆さんと私は懇談をさせていただいて、本当にその家族の方のご苦勞であったり、もちろん認知症になられた本人もそうなのですけれども、様々に生きていく上で大変な思いはあるというようなことの中で、やはり今後この日本の中で5人に1人、3人に1人ということで、もう誰もがなり得る認知症をしっかりとみんなで受け止めた中で、そしてお互いを尊重し合って生活をしていくというような形の中で本町がリード的に取組を進めていくべきだということで条例の提案をさせていただいたところでございます。

本日は、この提案に向けては様々にこれまで認知症のフォーラムですとか、様々なこの認知症の人と家族などの会の皆さんとの意見交換とかでやらせていただきました。認知症フォーラムは今年5月に開催をして連休中の開催だったものですから、多くの方が集まってくれるかなということで社会福祉協議会の主催だったのですけれども、不安の中で開催させていただきましたが、当日は400名近い方々がお越しをいただいて、本当に自分事というようなことでこの認知症を町民の皆さんは捉えているのだなと改めて痛感をさせていただきました。今様々に条例の内容で、やはり条例が理念だけでは終わってはならないと思っておりますので、町民みんながこの認知症に向き合って共に暮らしていく、希望を持って暮らしていく条例を具現化していくためには一生懸命まちとしても周知を含めて取組を進めてまいりたいと思っております。

今日の条例の可決、今日からがこの施策のスタートだと私は認識しておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第10、議案第7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 議7—1をお開き願います。議案第7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略をさせていただきます。

議7—2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議7—3、議案説明でございます。令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部の項目に対応するため、人事院規則及び通知の改正が行われ、令和7年10月1日から施行となることから、本町においても同様に妊娠、出産時及び育児期の職員への両立支援制度の利用等に関する所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>

2 及び 3 略

2 及び 3 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、白老町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)第 2 3 条第 2 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 白老町職員の育児休業等に関する条例第 2 3 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 17 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及

<p>び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>(次条において「<u>請求等</u>」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第17条の3</u> 略</p>	<p>び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第17条の4</u> 略</p>
---	---

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長(小西秀延君) 日程第11、議案第8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長(大黒克己君) 議8-1をお開きください。議案第8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略をさせていただきます。議8-3、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の白老町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議8-4をお開きください。議案説明でございます。令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部項目に対応するため、人事院規則及び通知の改正が行われ、令和7年10月1日から施行となることから、本町においても同様に育児時間の取得パターンの多様化に対応する所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。次条において同じ。）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位をした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第20条 職員が<u>部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>	<p><u>で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第20条 職員が<u>育児休業法第19条第1項</u>に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>
---	--

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（小西秀延君） 日程第12、議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 議10—1をお開き願います。議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和7年9月5日提出。白老町長。

改正規約の朗読は省略をさせていただきます。

附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより当組合から脱退することに伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議11—1をお開きください。議案第11号でございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出。白老町長。

改正規約の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより当組合から脱退することに伴い、本規約別表（2）を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議12—1をお開きください。議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出。白老町長。

変更規約の朗読は省略をさせていただきます。

附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより当組合から脱退することに伴い、本規約別表第1を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第10号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、以上3議案を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第10号、第11号及び第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号 財産の取得について

○議長（小西秀延君） 日程第13、議案第13号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 議13―1をお開きください。議案第13号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年9月5日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、ノートパソコン、26台、小型デスクトップパソコン、26台、モノクロレーザープリンター、5台、デスクトップパソコン用メモリモジュール、15個、ノートパソコン用メモリモジュール、140個。

2、取得予定金額、1,782万円。

3、取得の目的、役場職員用コンピュータ機器等の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫。

次のページ、議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小西秀延君） 日程第14、議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 議14―1をお開き願います。議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月19日提出。白老町長。

記の項でございます。住所、白老郡白老町栄町3丁目8番39号、氏名、前田智宏、生年月日、昭和47年4月28日生まれ、53歳、履歴、別紙のとおりでございます。

議14―2、議14―3、履歴調書でございますが、朗読は省略をさせていただきます。

次のページ、議14―4でございます。議案説明でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員として前田智宏氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第14号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

○議長（小西秀延君） 日程第15、議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 議15—1をお開き願います。議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町東町3丁目8番5号、氏名、北平美樹、生年月日、昭和42年3月31日生まれ、58歳。履歴、別紙のとおり。

議15—2、3の履歴調書につきましては、朗読を省略させていただきます。

次のページ、議15—4、議案説明でございます。白老町教育委員会委員として北平美樹氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第15号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時14分

○議長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

### ◎議会運営委員会所管事務調査の報告について

○議長（小西秀延君） 日程第16、議会運営委員会所管事務調査の報告について調査結果の報告を求めます。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、第6次議会改革、議員定数及び議員報酬の見直しについて。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、第6次議会改革の一環として、議員定数及び議員報酬の見直しについて調査・検討を行った。その内容を次のとおり報告する。

現状と課題。

本委員会では議員定数について、過去の議会改革の経緯や本町の財政状況を踏まえた議会費の割合、道内自治体の議員定数と人口比較等の調査を行った。その結果、近隣町や同規模自治体と比較して、人口比に対する議員の負担割合が大きく、議員1人当たりの人口は約1,000人であることが明らかとなった。

議員報酬については全国町村議会議長会においても「なり手不足」への対応を含め、増額に向けた議論が進められている。議員の活動は、本会議や委員会等をはじめ、研修や視察への派遣、議会懇談会等といった議会活動のほか、議員個人としても住民との対話や各種行事への出席、議案の精読や質疑の準備、情報収集等、その活動は広範にわたる。

こうした議会・議員としての活動量（156日）を首長の活動量（305日）と比較し、首長の給料（82万円）から議員報酬を算出する原価方式によると、議員報酬は本町では約42万円となる。さらに近年、近隣市町においても議員報酬を増額する動きがあり、安平町では平成29年度に3万円、厚真町では令和5年度に2万円、苫小牧市では令和6年度に3万円の増額が行われている。

課題として、白老町議会では平成11年以降、議会改革において最大22名であった議員定数を現在の14名まで削減してきた経緯があり、これまで無投票選挙こそないものの、人口減少を見据えた議員の担い手不足対策や、「町民に信頼される開かれた議会づくり」が一層求められている。

議員報酬は平成13年を最後に20年以上見直しが行われておらず、白老町特別職報酬等審議会からも令和4年、5年と2年連続して「増額すべき」との答申が出されている。さらに、消費者物価指数は2001年の96.62から2023年には105.6へと約1割上昇し、また、平成23年には議員年金が廃止されたことから社会保険料が全額自己負担となっている点も大きな課題である。

委員会意見。

議員定数について。

町民の意見を聞きながら議論し決定する必要がある。

各常任委員会は最低6名の構成が必要である。

議会機能の維持と多様な住民意思の反映が重要である。

人口減少を見据え、今後も定数の見直しについて議論を継続する必要がある。

議員定数を削減しても町民の声をしっかり酌み取れるよう、町民との対話を増やし、議会の質向上に努めることが不可欠である。

少数意見として、人口減少と10年後の将来を見据え、定数を4名削減すべきとの意見があった。

議員報酬について。

20年以上見直しが行われていない現状や社会情勢の変化を踏まえ、増額は必要である。

増額には、議会機能の強化、広報・広聴活動の充実、効果的な情報発信が前提となる。

将来にわたり地域社会へ貢献し続けるため、議会活動の質向上の観点からも報酬増額は妥当である。

少数意見として、増額理由が不明確であり、報酬増額には反対との意見があった。

まとめ。

議会における議員定数・報酬の決定権は議会自らにある。議員報酬については、町民から選ばれた白老町特別職報酬等審議会において、令和4年、5年と2年連続で「増額すべき」と答申が出されており、これは町民意見を反映したものと言える。

議員定数については本委員会で慎重に審議した結果、現行の14名から1名減の13名としたとしても、本会議、常任委員会における十分な審査・審議、多様な意見反映が可能であると考えられる。

町民意見については、議員活動を通じて個別に把握し、議論に反映している。また、議論の過程や結論は、インターネット、広報紙、町ホームページなど多様な媒体を通じて情報公開を行った。

よって、本委員会としては議員定数を14名から13名に削減し、次期選挙から適用すること、議員報酬を月額3万円増額し、次期選挙後から適用することに多数が一致した。

○議長（小西秀延君） ただいま議会運営委員会から報告がございましたが、この報告に対し

て何か質問がございましたら、どうぞ。

2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 議員報酬、定数に関する所管事務調査の結果報告に対して質問いたします。

1つ目としまして、定数、報酬について一括でお聞きいたします。報告結果のまとめにおいて、議会における議員定数、報酬の決定権は議会自らにあると、こう言っています。この上で町民の意見については議員活動を通じて個別に把握し、議論に反映しているとしております。まるで身内の論理を主張しているように思えるのです。議員の報酬は、これ当然税金でありまして、そこから支給されています。町民からすれば、議員自らのお手盛りと見られる。お手盛り、つまり自分の都合のいいように物事を取り計らっているのではないかと思われるわけです。白老町議会は開かれた議会、信頼される議会というのを目指しておって、議会改革に取り組んできております。町民のこの関心の高い報酬、それから定数の見直しは、当然これ町民に対して説明する責任がありますし、町民の目線で議論すべきであったと思います。なぜに議会運営委員会は、この事案に対して町民説明会を開催しなかったのかが1点。

2つ目です。議員報酬増額による所要額です。報酬については近隣市町の増額とこれ比較しておりますけれども、自治体の財政の規模、それから人口の割合、産業構造等で大きな違いがあるかと思えます。月額3万円増とありましたけれども、ボーナスを含めた1人当たりの1年間の増額は、これ幾らに計算されるのかということです。

それから、3つ目としまして、私は議員になってもう約2年にそろそろなるかと思えますけれども、報酬と、それから給料というこの面に関してはちょっと釈然としないという感じもあるのです。正直ちょっと言いますと。議会運営委員会ではこれを議論して、白老町としての一定の方向性は示されているのかなとは思いますが。ですが、報告書のこの課題の中で報酬増の理由の一つに消費者物価指数は22年間で約1割上昇したことを挙げています。このことからしますと、議員報酬は生活給、つまり生活をしていくための給料としてみなしているということになるのかということなのです。

1つ目としては、町民に説明する責任があった。それと、町民の目線で議論すべきであったのではないか。それに対して町民説明会を開催しなかったのかというのが1点。

それと、2点目としてはボーナスを含めた1人当たりの1年間のこの増額は幾らになるのか。

3つ目として、議員報酬は報酬ではなく、いわゆる給料、生活給としてみなしているということになるのか、この3点お聞きいたします。

○議長（小西秀延君） 佐藤雄大委員長。

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 記載されているとおりなのですが、それ以上のことは言えないので、基本的にはこの報告書の内容のとおり説明させていただきますが、説明会を開催しなかったのはなぜということは、議会運営委員会の中でも議論した結果しっかりと情報発信を行うということで様々な媒体で情報発信してまいりました。その中で説明会を開催する必要はないということで議会運営委員会としての結論が出ておりますので、開催しておりません。

2点目の月額3万円の増収のボーナスは幾らというところで、総額については詳細な額は今ちょっと分からないのですけれども、議会費1%以内に抑えるような額になっていますので、そのような答弁になります。

3点目の生活給とみなしているかというのは、これは考え方の違いですので、あくまで議員個々の考え方になるかなと思いますけれども、各議員の生活給かどうかというところも議会運営委員会の中で議論した上でこの結果を出していますので、そういったところで理解をいただければなと思います。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） では、1答目のほうでは町民に説明する、しなくてもいいという結果と捉えていくのですけれども、町民を置いてしまったのかなとちょっと考えてしまうのです。白老町の自治基本条例においては、町は多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行うとしております。議会運営では議会活動の充実、これ第20条第3項になります。では、議会は町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づきまちづくりに関する調査研究を推進しますとしております。結果幅広く町民に意見を求め、そして語り合っという機会を設けるべきだったと、私はそう思っております。町の憲法と言われている自治基本条例での町民参加機会の保障について、これどのような認識にあったのかということなのです。

あと、2つ目としては、先ほど報酬の総額ですけれども、申し訳ありません。ちょっと意地悪な1答目をしてしまいましたけれども、議員には報酬と、これボーナスが支給されます。報酬の月額3万円の増額のほかに、これボーナスが出ます。令和6年度分のボーナスの支給月額は、これ4.6か月として換算されます。これを合算しますと、年収の増額は議員1人当たり49万8,000円となります。月額にこれ換算しますと、4万1,500円の増額となります。つまりこの年収ベースに置き換えますと、令和6年度報酬の総額は343万6,000円が増額することによって393万4,000円となります。報酬増額で年収約400万円になります。この議員報酬は一般的には地域の賃金、それから給与に比べれば高いのではないかと考えられるのですけれども、この点についてはいかがかお聞きいたします。

それと、3つ目です。一般的には報酬とされております。議員は議員報酬です。というのは、非常勤の職員にその役務の対価として支払われるものとされています。つまり、これは生活給として支払われる常勤職員の給与とは結果区別されております。つまり報酬といいますのは、一定の役務の対価として与えられる反対給付とされております。この点についても議会運営委員会では議論された上で所管事務調査の結果報告となっているのでしょうか。つまり報酬と給与の区別ということで、この所管事務調査の結果報告、これ内容となっているのか伺いたいと思います。

○議長（小西秀延君） 佐藤雄大委員長。

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） まず、町民の意見を無視したって最初おっしゃったのですけれども、そんなことはありません。拡大解釈かなと思いますので、それはすみません、訂正をいただきたいかなと思います。

町民参加の考えもおっしゃったとおり、今報酬のことをおっしゃっていますので、記載のとおりなのですけれども、何度も言います。記載のとおりです。報酬等審議会の意見も受け入れた上ですので、町民意見を反映したものと捉えております。これも議会運営委員会で何度も議論しています。393万円、約400万円が高いかどうかということなのですけれども、増額すべきという結論を出しているのです、高いかどうかということより増額しているのです、こちらとしてはその議会運営委員会の中でしっかりと議員報酬を増額するという結論に至っているのです、これ以上言うことがないです。高いかどうかというのは、増額しようということまで話を進めているので、平均と比べて高いかどうかということをご答えるかどうかはちょっと難しいのですけれども、議会運営委員会の中では増額すべきと、ここに書いた結論のとおりですので、それ以上は答えすることができません。

最後です。生活給の話ですけれども、これも先ほど申しあげました考え方の違いもありますので、そこは議論しました。それ以上答えられません。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） まず、条例審議されますから、それに対する賛否ということを含めて反対だとか賛成ということでその前提でのこれ質問でないですから。あくまでも、これまでのものをやるということは、私の経験上でも所管する議会運営委員会でこれだけ2つの問題があるということは、今佐藤委員長のことはここに書いているとおりでとしか言わないのだけれども、本来は根拠を持って一定の白老町としてのどうあるべきかということがあっていいと思います。多分私が質問しているのはあまり聞いてくれないと思いますけれども、まずは言います。みんな何を言っているのだという顔をしていますので、失礼な言い方だけれども、私は受け取りました。

そこで、もうある程度本質的な議論をしたいなと聞こうと思ったのをやめます。それで、2点だけ言います。1つは、今の議員の構成はご存じのとおり令和5年11月からですね。それで、令和6年4月からは議会運営委員会が所管となって議員報酬、定数の見直しの調査を行ってきました。そして、7月のこの間ですけれども、6月12日は議員定数削減と議員報酬、それに関する陳情を受理しているのです。そういうこともあるのですけれども、その議論している中で令和7年3月26日に議会運営委員会に佐藤雄大委員長と前田弘幹副委員長の案として議員定数1名減、議員報酬月額3万円の増額の提案がなされています。提案後2回だけ調査が行われています。この2回をもって正副委員長案によって、その方向性に向かって議論され、今日の所管事務調査の結果報告となったのか伺っておきます。私は大いに議論すべきだと思います。過去の4回の報酬、定数かな、平成19年には4名かな、削減したのだけれども、かなりの時間をやっていますし、委員長報告もかなり根拠ある報告をしていました。全部読んできました。だからどうかということはないのだけれども、私は大いに議論すべきだと思う。いろんな学説もありますし、諸説もありますから、白老町としてどうあるべきかということがあっても必要かなと思います。

それともう一点だけです。私も議会としての説明責任、なぜ町民の声を聞かなかったのだろう。これは、本来議会活動の命です。私がこう説いても多分何を言われますので、1つの

考え方を、言っていることを提示しますけれども、この議会は町民との対話を進めていくことが第一なのです。それから開かれた議会、町民に信頼される議会につながるのです。議会改革にも入ってくるのです。福島町、栗山町、芽室町なんかはかなりやっています。なぜできないのだろうか。そこで、行政学者の佐々木信夫さんが議会の役割についてこう言っています。議会は民意を鏡のように反映する、住民参加の広場としての役割がある、こう述べています。今回の事案は町民からの関心の高い議員報酬、定数については町民と共に議論することが重要でありました。町民に説明する責任があります。たとえ各議員の意見を取ったっていても、それは議会運営委員会の中でやって私には意見も求められていません。そして、各議員の価値観によって方向は変わってきますから、だから私に聞けば堂々と言いました。あえてここでは封印しておきます。そういうことを町民に説明する責任があるのです。委員会にも町民の意見を聞きながら議論し、決定する必要があると、こう書かれています。これは、もう私は至極当然だと思えます。今の私の話している内容からいけば。本来議会が果たさなければならない役割である、報酬の原資は町税であります。町民に分かるように説明し、理解を得るべきだったと思いますが、その点について委員長報告の今日の報告外の中で私が今言ったことが委員会で協議され、委員長がどのような取りまとめをして、自ら委員長として私のこの2つの質疑、質問というか、意見を求めていますけれども、お答えください。

○議長（小西秀延君） 佐藤雄大委員長。

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） まず、その2回だけというのは私はちょっと分からないのですけれども、1年以上かけて10回以上議論している結果をまとめるときにその2回が……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 中間報告を2回ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） それに関してもその後の議会運営委員会での意見として出ましたので、これ以上の議論が出なかったということで報告しております。

先ほど意見を求められていないって言ったのですけれども、議会運営委員会の中で会派で意見を集約して意見を求めていますので、それは私はちょっと違うかなと思うのですけれども、逆にお聞きしたいなと思えます。

説明責任も先ほども何度も申し上げましたけれども、広報でもそうですし、ホームページでもそうですし、しっかりとインターネットでも情報公開、説明責任を行っておりますので、その点についても果たしているかなと思えます。

また、最後議員会としてっておっしゃっていたのですけれども、議員会だとしたら会長は前田議員ですので、その中でもやっていただけたらよかったのかなという気はするのですけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議員会っておっしゃってなかったですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議員何て言ったのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） すみません、聞き間違いです。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 私は、ここでは委員長と反論するつもりも一切ありません。

○議長（小西秀延君） 前田議員、質疑なので、明確にお願いいたします。

○9番（前田博之君） 反論するつもりもないし、反論する場でもないからやりません。

ただ、私が言っているのは会派として個々の議員の意見を求めた、こう言っています。けれども、それは一から十、会派であったことが伝わっていないし、あるいは議会運営委員会ではある程度の方向性の意見を出していると思います。私は、中間のときに言ったはずです。全員協議会みたいな形の議員が全員集まって皆さんと意見交換したらどうでしょうって言ったはずです。私は、それを踏まえて言っているのです。やはり今佐藤委員長が言ったようにいろいろな情報を発信しているとかではなくて、私たちが言っているのは町民の声を生に聞きましょと。そして、私たち個々の議員がこうこう考えていますよ、それに対して皆さんと議論して一定の方向性が出れば、それを基にして議会としての方向性を示すべきだったのではないかということ言っているだけですから。

○議長（小西秀延君） ご意見ですか、そこを聞きたいというご質問でよろしいのですか。

○9番（前田博之君） いや、だからそういうことを私は言っているのだけれども、そういう委員会も開かなかったでしょう、意見を聞くための。

○議長（小西秀延君） 佐藤雄大委員長。

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 全員協議会等も、この開催も含めまして議会運営委員会の中で多数意見が特に出たこなかったの、そのまま実行したということになります。議会運営委員会の中で意見を求められていないというところが一から十まで会派っておっしゃっていましたが、議会運営委員会というのはそもそもその意見を集約して会議する場だと認識しておりますので、それ以上の意見が出てこなかったの、全員協議会をもう開催する必要がないかなというところで多数が一致しているというところだと思うのですけれども。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 考え方なのだけれども、意見の集約の話、今言ったように委員会は出なかったかもしれない。だから、委員長がしないのではなくて、私は中間報告のときにそういう提案をしているのです。やっぱり委員長が諮って町民の声を聞きましょとか、そういうことをして町民の声を聞いてほしかったなと思うし、だから私は基本的に議会の在り方として今言った佐々木信夫さんのような、本質がその議会かと思って、私はそういうことの中でこれを議員報酬、定数も大事だよと、それらを踏まえてこれからの政策、町民にいろんな声が出てきますよね。そういう姿勢が必要だろうと、私はそういうことを言っているのです。それだけです。要らないです。

○議長（小西秀延君） ご意見でよろしいですね。

ほかに質疑をお持ちの方……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

---

◎発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第17、発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

8番、佐藤雄大議員。

〔8番 佐藤雄大君登壇〕

○8番（佐藤雄大君） 発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び白老町議会会議規則第8条第2項の規定により提出します。

提出者及び賛成者は記載のとおりであります。

発議3-2をお開きください。白老町議会会議条例の一部を改正する条例。

白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

発議3-3をお開きください。議案説明であります。議員定数の見直しは、第6次議会改革の中で議員間でも慎重に議論を重ねてきたところである。議員定数については、他自治体と比べて本町の人口比に対する議員の負担割合は大きいものの、定数を現行より1人減らし13人としても本会議及び常任委員会における十分な審査、審議、多様な意見反映が可能と考えられることから、次期改選から現状の議員定数を13人とするため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表は下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

1番、水口光盛議員。

〔1番 水口光盛君登壇〕

○1番（水口光盛君） 1番、会派みらい、水口光盛です。会派を代表いたしまして、発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

本条例改正は現在の議員定数14名を1名のみ削減し、13名とするものであります。しかしながら、私たち会派はこの条例改正案について2つの大きなことから賛同することはできません。

反対の理由の1つ目は、議員定数の削減人員が町の実情と将来展望に鑑みあまりにも不十分である点であります。私たちはこれまで議会改革を議論する議会運営委員会の中で白老町の厳しい人口減少の現実と10年後を見据えた持続可能な議会運営のために現在の定数から4名を削減し、議員定数を10名とすべきであると具体的な理由を持って主張してまいりました。これまでの人口減少分として2名、そして将来の人口動態を先取りし、行財政改革と議会改革を一体で進める覚悟を示すための2名、合計4名の議員定数を削減し、議員定数は10名とする、これこそが町民感覚に沿った、そして未来に責任を持つ議会の姿であると確信しております。しかし、今回提案されている条例改正では僅かたった1名の削減です。これではまさに改革のための改革とは言えず、町民の皆様の期待に応えるものとは到底言えないと考えます。

反対の理由の2つ目は、最も重要な町民参加のプロセスが少ないということです。議員定数は、議員のためではなく町民のためにあります。であるならば、その定数を決めるプロセスにおいて町民の皆様の声を真摯にお聞きするのは議会として当然の責務であります。本年6月には町民の方から白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する陳情書が提出されました。この陳情書の願意の中には議会内部や身内の理論で議論し、拙速な決着を図ることなく、住民の意見を真摯に聞き、その意見を反映し、決定してほしいと町民の切実な声が記してありました。しかしながら、議会運営委員会での議論はどうだったのでしょうか。この陳情書は不採択ということになりました。この町民の切なる願いに対し、議員は個別の議員活動を通じてそれぞれ意見を把握しているという理由で議会として公式に町民の皆さんの声をお聞きする場を設けることはしませんでした。私たちのまちの憲法と言える白老町自治基本条例にはこう明記されています。議会は情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。これは町民との対話を進め、町民参加を図ることこそがこの条例の精神です。町民の関心が最も高いこの議員定数の問題について、町民と共に議論し、町民に参加していただくことこそが自治基本条例の理念を実践することにほかなりません。

以上の理由から、本条例改正案は将来を見据えた議会改革の視点が欠如し、かつ町民の参加の機会が少ない発議であると断じ、強く反対するものであります。同僚議員の皆様におかれましても、いま一度町民の代表としての原点に立ち返り、町民の声、そして白老町の未来を見据えた賢明なご判断をいただきますよう心からお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（小西秀延君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 議席番号3番、公明党、氏家裕治です。発議第3号 白老町議会会議

条例の一部を改正する条例の制定についてに原案賛成の立場から討論いたします。

議員定数の見直しについて申し上げます。議員定数は地方自治法に基づき各自治体の議会が自らの判断で条例により定めるものであります。今回白老町議会においては人口減少の現状やまちの規模、議会規模の維持に必要な人員構成などを踏まえた上で14名から13名へと削減することが妥当であると判断されました。次期選挙から適用することにより、町民の選択を通じて公平に実現されるものであり、法的手続及び町民意見の反映の観点から適切な判断であると考えます。

以上のことから、私の賛成討論といたします。

○議長（小西秀延君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論中に確認をいたします。

先ほど1番、水口光盛議員の反対討論の中で陳情が不採択になったというご発言がありましたが、そこは間違いはないでしょうか。趣旨採択ですよ。そこは発言として訂正をしていただきたいと思います。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 陳情におきましては、不採択ではなく趣旨採択ということで言い換えさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（小西秀延君） 訂正がございました。

ほかに討論がないようでございますので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（小西秀延君） 反対、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員、9番、前田博之議員。賛成9、反対3。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第18、発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

8番、佐藤雄大議員。

〔8番 佐藤雄大君登壇〕

○8番（佐藤雄大君） 発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び白老町議会会議規則第8条第2項の規定により提出します。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

発議4—2をお開きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が開始する日から施行する。

発議4—3をお開きください。議案説明であります。議員報酬の見直しは、第6次議会改革の中で議員間でも慎重に議論を重ねてきたところである。議員報酬については20年以上見直しが行われておらず、議員年金の廃止や物価高騰など社会情勢の変化、議員の成り手不足への対応、近隣市町の増額状況や白老町特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、次期改選後から現状の報酬月額を一律3万円増額するため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表は下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番、水口光盛議員。

〔1番 水口光盛君登壇〕

○1番（水口光盛君） 1番、会派みらい、水口光盛です。会派みらいを代表いたしまして、発議第4号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして反対の立場から討論を行います。

本条例改正は現在の議員報酬を月額3万円増額する発議で、提案理由では議員の成り手不足の解消や白老町特別職報酬等審議会からの答申を踏まえるなどが述べられておりました。しかし、議員自らの報酬を引き上げることは到底町民の皆様のご理解を得られるものではないと確信しており、議員報酬を上げることは反対です。議員報酬は現状にすることが妥当と考えております。本条例改正は町民生活の厳しい実態と私たち議会に陳情として寄せられた町民の切実な声があり、到底容認することはできません。

反対理由の1つは、物価高騰にあえぐ町民生活の実態を鑑みていない点であります。多くの町民が米不足や物価高により日々の食費を切り詰め、冬の暖房でさえ我慢しながら必死に生活

を守っておられます。そのような状況下で私たちの議会は本年町民に水道料金の値上げという新たな負担をお願いしたばかりです。また、白老町が財政危機の際に町民の皆様、事業者、団体にご負担をいただいた固定資産税の超過税率の増税も元に戻っていない財政状況で町民に増税という痛みを求めながら我々議員は自ら報酬を3万円も引き上げるなど町民感覚から著しく乖離していると言わざるを得ません。本年6月、町民の方から白老町議会議員定数削減と議員報酬増による陳情書がこの議会に提出されていることを皆様もご記憶のことと存じます。その願意にはこう記されておりました。町民は、低所得者や物価高や町全体の経済的疲弊に困惑しております。議員報酬増を議会内部や身内の議論で議論し、拙速な決着を図ることなく住民の意見を真摯に聞き、その意見を反映し、決定してほしい。これは、町民の切実な声であります。町民はまさに私たちが今議論しているこの議員報酬の問題について議会だけの論理で拙速に決めるのではなく、住民の意見を聞くことを強く求めていたものであります。

反対理由の2つ目は、財源の優先順位を根本的に見誤っている点であります。私たちの報酬の源は、町民の皆様からお預かりした貴重な税金であり血税です。今貴重な財源を町民の声に背を向けてまで議員報酬の引上げに使うことが本当に最も優先されるべきことなのでしょうか。この議員報酬の引上げの財源があれば、物価高で苦しむ子育て世帯や高齢者の方々の支援をさらに手厚くできるはずです。町民の暮らしを守るためにこそ貴重な税金は使われるべきではないでしょうか。議員各位に申し上げます。この発議を可決することは、厳しい生活を送る町民の皆さんの心を皆様に、そして議会に寄せられた町民の陳情の切実な思いを踏みにじることになるのではないかと我々は考えております。議員自らの報酬や待遇改善を議論するときではなく、町民の皆様が苦しい生活に寄り添い、その声に耳を傾けるべきであります。

以上の理由により本条例改正案には反対いたします。

○議長（小西秀延君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、前田弘幹議員。

〔6番 前田弘幹君登壇〕

○6番（前田弘幹君） 議席番号6番、会派ひかり、前田弘幹でございます。発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに原案賛成の立場から討論いたします。

この条例の改正、議員報酬の見直しは、第6次議会改革の中で議員間でも慎重に議論を重ねてきたところであります。議員報酬の決定権は議会に属するものでありますが、その判断に際しては町民の意見を適切に反映させることが不可欠です。そのために設置されているのが白老町特別職報酬等審議会であります。同審議会は町民から選ばれた委員によって構成され、令和4年、令和5年と連続し増額すべきとの答申を行いました。この答申は、議会として重く受け止めるべき町民意見の表れであります。さらに、議員報酬の在り方については委員会審議を通じて十分に議論が尽くされております。その過程や結論についてはインターネット配信、広報紙、町ホームページ等多様な媒体を通じて公開されており、町民に対する説明責任も果たされております。このような観点から適切な判断であると考え、私の賛成討論といたします。

○議長（小西秀延君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（小西秀延君） 反対、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員、9番、前田博之議員。賛成9、反対3。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第2号 白老町石山地区の居住区に隣接するメガソーラー建設に関する陳情書

○議長（小西秀延君） 日程第19、陳情第2号 白老町石山地区の居住区に隣接するメガソーラー建設に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第76条第1項及び第77条の規定に基づき、総務文教常任委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 白老町石山地区の居住区に隣接するメガソーラー建設に関する陳情書は、総務文教常任委員会へ付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。審査方よろしくお願いいたします。

---

◎陳情第3号 白老町の保護猫活動に対する助成金制度創設を求める陳情書

○議長（小西秀延君） 日程第20、陳情第3号 白老町の保護猫活動に対する助成金制度創設を求める陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第76条第1項及び第77条の規定に基づき、総務文教常任委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 白老町の保護猫活動に対する助成金制度創設を求める陳情書は、総務文教常任委員会へ付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。審査方よろしくお願いいたします。

- ◎報告第 8号 定期監査（工事監査）の結果報告について  
報告第 9号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について  
報告第 10号 定期監査（学校監査）の結果報告について  
報告第 11号 例月出納検査の結果報告について

○議長（小西秀延君） 日程第21、報告第8号 定期監査（工事監査）の結果報告について、報告第9号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について、報告第10号 定期監査（学校監査）の結果報告について、報告第11号 例月出納検査の結果報告について、以上4議案を一括議題に供します。

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第8号、第9号、第10号及び第11号はこれをもって報告済みといたします。

---

◎報告第 12号 教育行政事業執行状況報告書（令和6年度対象）の提出について

○議長（小西秀延君） 日程第22、報告第12号 教育行政事業執行状況報告書（令和6年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行った結果について教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第12号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（小西秀延君） 日程第23、認定第1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類

の提出について、以上 8 議案を一括議題に供します。

本件については、9月12日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会 貳又聖規委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 貳又聖規君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（貳又聖規君） 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告いたします。

1、付託議案。

(1)、認定第1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

(2)、認定第2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について。

(3)、認定第3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

(4)、認定第4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について。

(5)、報告第2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

(6)、報告第3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

(7)、報告第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

(8)、報告第5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

令和7年9月12日再開の白老町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月16日、17日及び18日の3日間にわたり委員会を開催した。

その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1)、認定第1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

①、令和6年度白老町一般会計歳入歳出決算。

②、令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

③、令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

④、令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。

⑤、令和6年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

⑥、令和6年度白老町立介護医療院事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2)、認定第2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3)、認定第3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4)、認定第4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(5)、報告第2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(6)、報告第3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。  
報告済みとすべきものと決定。

(7)、報告第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(8)、報告第5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、順次討論、採決を行うところですが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、これを省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

認定第1号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 令和6年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第4号 令和6年度白老町下水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第2号 令和6年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和6年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和6年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括して採決いたします。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、第3号、第4号及び第5号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（小西秀延君） 日程第24、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、行政視察等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第4号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第25、意見書案第4号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院のように25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第5号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する  
意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第26、意見書案第5号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第5号。

提出者は、記載のとおりであります。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進

- められるよう、必要な予算を確保すること。
2. 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
  3. 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
  4. 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
  5. 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
  6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（小西秀延君） 日程第27、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森 哲也君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、安全で快適な道路環境づくりの取組について。(2)、分科会、白老建設協会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、分科会懇談のため出席した者の職・氏名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

(1)、常任委員会。

調査内容について。

白老町町道舗装補修計画・白老町町道簡易舗装計画・白老町橋梁長寿命化修繕計画について事務調査及び現地調査を実施した。

①、道路環境の現状と取組について。

町道は歩道と車道を合わせ991路線の約557キロメートルが認定されており、生活や産業の様々な基盤を支える上で重要な役割を果たしている。

町内の道路をはじめとするインフラ施設は、昭和40年から50年頃にかけて、急速に整備が進められてきた。整備後から50年近く経過したインフラ施設は老朽化が著しく、今後も維持管理費用の増加が見込まれ、より一層計画的な整備が求められている。

こうした中、「白老町町道舗装補修計画」、「白老町町道簡易舗装計画」に基づき整備が実施されているが、老朽化や破損の著しい路線は増加している。パッチ補修を繰り返している道路や起伏の激しい道路のオーバーレイ補修、砂利道の舗装化など地域からの要望が年々増加傾向となっている。

また、課題として労務物価上昇などに伴い事業費が増加している現状にあり、事業の進捗に影響を及ぼしている。

②、除雪体制の現状と取組について。

令和6年度の除雪体制は、町内外26者より借り上げた53台の車両と融雪剤散布車3台に、町所有の3台を含め合計59台の車両で除雪作業が実施された。

除雪出動の状況は、車道440.4キロメートルに対し、304.5キロメートル実施、除雪率は69.1%、歩道117.6キロメートルに対し49.9キロメートル実施、除雪率は42.4%となっている。

また、交通量の多い踏切のほか交差点付近の登坂路となる町内の9か所にロードヒーティングを整備し、スリップ事故に対する交通安全対策が実施されている。

③、橋梁の現状と取組について。

町内の橋梁は134橋あり、建設後50年を経過する橋梁は、今後20年で全体の約64%、30年後には約85%に達する見込みである。

従来の維持管理方法となっていた「壊れてから修繕」を進めた場合では、大規模修繕や橋梁の架け替え時期が集中し膨大な費用が想定されていた。

そのため、老朽化した橋梁の維持・修繕コストの縮減対策として従来の「事後保全管理型」から損傷が大きくなる前に予防措置を行う「予防保全管理型」へ転換し延命化を図り、財政負担の逓減と修繕コストの平準化を目的に「白老町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な

橋梁点検と適切な維持管理が実施されている。

また、現在修繕中である白老橋は令和2年度に北海道開発局で初となる「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断が実施され、健全性や今後の維持管理について、早期に措置を講じるべきとの助言を受けたことから、修繕代行事業への要望を行い採択され、北海道開発局による令和3年度からの事業化以降、現在も継続して修繕工事が実施されており、令和8年3月頃に全面開通予定となっている。

委員会意見。

第1に、第6次白老町総合計画に掲げている町民満足度、成果指標の目標値を達成すべきである。

満足度の向上には成果指標である町道舗装補修済み延長が重要となる。目標値は令和元年度1万353メートルに対して令和9年度までに1万5,178メートルの延長が必要となっている。目標達成には労務費や資材が高騰しており財源確保が課題であるが、対応策として、不用額を財源とするなどスピード感を持って事業を推進していくべきである。

また、整備が計画されている道路については、地域住民や事業所に対し計画内容や事業の進捗状況、計画予算などを周知することが満足度の向上を図る上では必要である。

第2に、景観維持や環境整備をより推進していくべきである。

遊歩道や公園等の町有地は住宅に隣接している場所が多数あり、生活に支障を来す木の伐採や草刈りを実施し環境整備に努めている。町内会等との情報共有を図りながら、よりよい環境を保っていくことが重要である。

最後に、町道は日常生活だけでなく、物資の輸送や移動を支え事業運営の基盤となっている。また、災害時の避難や緊急車両の通行の確保など、多岐にわたる重要な役割を担っている。

地域の安全で快適な道路環境づくりは住環境の質を高め、コミュニティの活性化にも貢献するなど、地域の持続的な発展と生活の質の向上に不可欠であり、計画達成の予算を確保し、道路環境を向上させることが、町民の満足度が上がり、住み続けられるまちづくりの観点からも重要であると考えます。

(2)、分科会。

産業厚生分科会は、白老建設協会との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 次に、広報広聴常任委員会田上治彦副委員長。

〔広報広聴常任委員会副委員長 田上治彦君登壇〕

○広報広聴常任委員会副委員長（田上治彦君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、議会広報紙の編集及び発行に関する事項。(2)、議会広報・広聴の実施に関する事項。(3)、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報紙の編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

全町民向けの議会懇談会を10月14日（火）に開催することと決定した。

(2)、小委員会。

①、議会広報紙の編集・発行。

議会だより第192号の編集・発行を行った。

②、議会広報・広聴の実施。

議会報告会の動画配信を行った。

③、議会広報・広聴の調査・研究。

議会懇談会の開催方法、議会活動の情報発信について検討を行った。

また、より効果的な情報発信と広報・広聴活動の充実を図るため、議会広報研修会を受講した。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

◎諸般の報告

○議長（小西秀延君） 日程第28、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

議会運営委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願います。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より現在調査中である所管事務調査、津波避難対策の在り方について結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり調査期間の延長について申出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願います。

次に、要望書等についてであります。皆様には議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等2件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく、お願いをいたします。

---

◎休会について

○議長（小西秀延君） 日程第29、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日9月20日から明年1月5日までの108日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、明日9月20日から明年1月5日までの108日間を休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 飛 島 宣 親

署 名 議 員 前 田 弘 幹

署 名 議 員 森 山 秀 晃